

(その1)

収支報告書 (令和5年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称 高橋しんご事務所

2 主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市東灘区甲南1-2-2

3 代表者の氏名 高橋 進吾

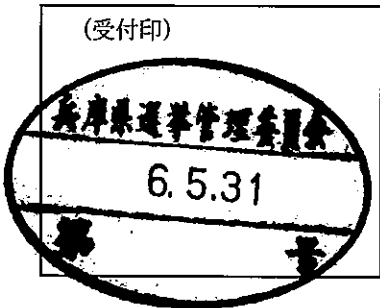
4 会計責任者の氏名 高橋 進吾

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 (年月日開催分)
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 兵 庫 県 内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有 (下の欄にも記入)	<input type="checkbox"/> 無 (下の欄は空欄)
公職の種類 (現職・候補者の別) <u>兵庫県議会 (現 候)</u>	
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>高橋 進吾</u>	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____	
公職の種類 (衆・参) 議院議員 (現・候) _____	



事務担当者の氏名 (収支報告書の内容についての問い合わせ先)

(電話) _____

資金管理団体の指定の期間	
(1月1日～12月31日の場合は記入不要)	
(報告対象年の途中で指定又は取消した場合のみ記入)	
年 月 日から	年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
(1月1日～12月31日の場合は記入不要)	
(報告対象年の途中で該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入)	
令和5年 1月 1日 から	令和5年 3月 31日 まで

整理番号
全国・(県内)
さいせ
812

※事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

(注) 報告書作成にあたっては「収支報告書記載例」を参照してください。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

			十億			百万		千	円
収 入 総 額									76,050,000
(前年からの繰越額)									76,050,000
(本年の収入額)									0
支 出 総 額									75,000,000
翌年への繰越額									71,000,000

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金 額			十億			百万		千	円
員 数									人

(注) 「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄 附									
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額					備 考			
			十億		百万			千	円
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)									(その7) に内訳を記載
(イ) 法人その他の団体からの寄附									(その7) に内訳を記載
(ウ) 政治団体からの寄附									(その7) に内訳を記載
小計 (ア) + (イ) + (ウ)								70	(その8) に内訳を記載
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									(その8) に内訳を記載
イ 政党匿名寄附									(その9) に内訳を記載
合計 (ア + イ)								70	

(注) ・アの区分(イ)について、企業・労働組合等の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。
 ・「(うち特定寄附)」を記載する場合は、「個人からの寄附」の内書を記載してください。
 ・「(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)」を記載する場合は、「小計」の内書を記載してください。

(その

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額				備 考
項 目		十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費				0	(うち本部・支部間の交付金)
	(2) 光 熱 水 費				0	(うち本部・支部間の交付金)
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				0	(うち本部・支部間の交付金)
	(4) 事 務 所 費				7,500,000	(うち本部・支部間の交付金)
	小 計 (A)				7,500,000	(うち本部・支部間の交付金)
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費					(うち本部・支部間の交付金)
	(2) 選 挙 関 係 費					(うち本部・支部間の交付金)
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 (ア + イ + ウ + エ)					(うち本部・支部間の交付金)
	ア機関紙誌の発行事業費					(うち本部・支部間の交付金)
	イ 宣 伝 事 業 費					(うち本部・支部間の交付金)
	ウ 政 治 資 金 パーティ開催事業費					(うち本部・支部間の交付金)
	エ そ の 他 の 事 業 費					(うち本部・支部間の交付金)
	(4) 調 査 研 究 費					(うち本部・支部間の交付金)
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金					(うち本部・支部間の交付金)
	(6) そ の 他 の 経 費					(うち本部・支部間の交付金)
小 計 (B)					(うち本部・支部間の交付金)	
合 計 (A) + (B)					7,500,000 (うち本部・支部間の交付金)	

(注) ・経常経費(人件費を除く。)について、1件当りの金額が資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出にあっては5万円以上のものを、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものについて、その明細を次頁の様式(その14)に記載するとともに、領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限る。)を添付してください。
 ・政治活動費について、1件当りの金額が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものを、それ以外の期間にあっては5万円以上のものについて、その明細を様式(その15)に記載するとともに、領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限る。)を添付してください。
 ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その金額を備考欄に()内書きしてください。また、この額の内訳を様式(その16)に記載してください。

(その14) ※国会議員関係政治団体または資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載してください。
国会議員関係政治団体または資金管理団体として指定されていなかった団体の提出は不要です。

(いずれかに○をつけてください)

※項目別区分ごとに別葉とすること

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		(2) 光熱水費	(3) 備品・消耗品費	(4) 事務所費	備考
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、事務所の所在地)		
	十億	百万	千	円					
事務所賃借料		4	1000000	00	5/21	カ)コフクニウ22222	3Pルキルルルルル3-2		
〃		4	1000000	00	5/28	〃	〃		
〃		4	1000000	00	5/31	〃	〃		
〃		4	1000000	00	5/28	〃	〃		
〃		4	1000000	00	5/31	〃	〃		
〃									
〃									
〃									
〃									
〃									
〃									
〃									
〃									
〃									
〃									
この頁の小計			4	5000000					
その他の支出									
合計			4	5000000					

← 同項目の1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を一括して計上してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 該当する「□」内に「✓」を記入してください。また、「有」の場合、項目ごとに内訳を(その18)に記載してください。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

26 年 5 月 31 日

政治団体の名称

高橋しんご会

会計責任者の氏名

高橋進吾

(代表者の氏名欄は、解散年の収支報告書にのみ記入してください。)

代表者の氏名

■選管使用欄

本人等確認方法

- 免許証
- マイナンバーカード
- その他 ()

本人等確認方法

- 免許証
- マイナンバーカード
- その他 ()

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

(注2) 解散時に複数年の収支報告書を同時に提出する場合、代表者の氏名は解散年の収支報告書にのみ記入 (記名押印又は署名) してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書 (その20) に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和6年5月31日

高橋しんご後援会
代表 高橋 進吾 殿

登録政治資金監査人 池田直樹
登録番号 第 1660 号
研修修了年月日 平成 21 年 5 月 15 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、高橋しんご後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、高橋しんご後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

高橋しんご後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、高橋しんご後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上